

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)1469	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 40(ネ)715
裁判年月日	昭和 43 年 3 月 28 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 9 月 14 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 90 号 831 頁		

判示事項	債権者代位権による建物収去土地明渡請求権の行使方法
裁判要旨	土地の賃借人は賃借権を保全するため賃貸人たる土地所有者に代位して土地の不法占拠者に対し建物収去及び土地明渡を請求することができ、かつその場合、直接自己に対し右収去明渡をなすべきことを請求することができるものと解するのが相当である。（参照、昭和二九年九月二四日第二小法廷判決集八巻九号一六五八頁）。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告人の上告理由について。	
<u>土地の賃借人は賃借権を保全するため賃貸人たる土地所有者に代位して土地の不法占拠者に対し建物収去及び土地明渡を請求することができ、かつその場合、直接自己に対して右収去明渡をなすべきことを請求することができるものと解するを相当とする。右と同旨の見解に</u>	
立つて、被告人の本訴請求を認容した原判決の判断は、その適法に確定した事実関係から正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は独自の見解に立つて、正当な原判決を非難するに帰し、採ることができない。	
よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。	
（裁判長裁判官 長部謹吾 裁判官 入江俊郎 裁判官 松田二郎 裁判官 大隅健一郎）	

※参考：判例時報 518 号 49 頁